

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社B支店（以下「会社」という。）に時給制契約社員として採用され、郵便物の配達等の業務に従事していたところ、同年〇月〇日、オートバイで配達業務中に交通事故に遭い休業することとなった。その後、平成〇年〇月〇日から職場に復帰することとなり、はじめは軽作業からということで、ゆうパックの仕分け作業等の業務に従事していた。

請求人によれば、職場復帰前後の上司の対応が原因で、睡眠障害、やる気が低下するなどの症状が出現したとしており、請求人は、同月〇日、C病院に受診し「反応性うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病について、D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「傷病名は、臨床症状及び問診により、契機のある抑うつ状態であったことから、ICD-10の『F32.11反応性うつ病』と診断したものであり、発病の時期は、はっきりとした抑うつ症状が出現した時期が出勤した時期と重なっており、平成○年○月○日頃である。」と述べている。また、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「傷病名は、請求人の主訴等から、反応性うつ病と診断したD医師の意見から、ICD-10診断ガイドラインに照らすと、『F32うつ病エピソード』と考えるのが妥当であり、発病時期は、C病院を受診した平成○年○月○日と推定される。」と述べている。

当審査会としては、傷病名及び発病の時期については、請求人の症状の推移及び診察した医師の意見に鑑み、E医師の意見は妥当であり、決定書理由に説示するとおり、平成○年○月○日頃に「F32うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。）を策定しており、当

審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、認定基準別表第1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表第1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事及び極度の長時間労働は認められない。そこで、「特別な出来事以外の出来事」についてみると、請求人は、平成〇年〇月〇日付け申立書において、「仕事の内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」、「勤務形態に変化があった」、「仕事のペース、活動の変化があった」、「退職を強要された」、「配置転換があった」、「非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた」、「非正規社員である自分の契約満了が迫った」、「嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」、「上司とのトラブルがあった」及び「上司が替わった」などの出来事があったと主張しているので、以下検討する。

ア 「仕事の内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度Ⅱ)、「勤務形態に変化があった」(平均的な心理的負荷の強度Ⅰ)、「仕事のペース、活動の変化があった」(平均的な心理的負荷の強度Ⅰ)及び「配置転換があった」(平均的な心理的負荷の強度Ⅱ)との主張は、採用時は外務であったものが、職場復帰してからは内務へと業務内容が変更になったという理由によるものである。

F部長の申述によると、請求人は、平成〇年〇月〇日に会社に時給制契約社員として採用され、外務業務として主に郵便物の配達及び集荷等の業務に従事していたところ、同年〇月〇日にオートバイで配達業務中、急にバックしてきたトラックと衝突する交通事故に遭い(業務上の災害)、また、翌平成〇年〇月〇日にも業務外で交通事故に遭って負傷したことから、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日に職場復帰するまで一度も出勤することなく休業していたとされている。

請求人は、職場に復帰するに際し、平成〇年〇月〇日に、「復職は軽作業からが望ましい。」旨記載された同月〇日付けG医師作成の診断書を会社に提出した。その際、H課長は請求人に対し、復職しても内務業務であるため時給が下がる旨説明したところ、請求人は、仕方が無い旨返答していること

が認められる。なお、請求人は、外務業務から内務業務に変更すること、時給が〇円から〇円になることに同意する旨を記載した同年〇月〇日付け「A会社社員雇入労働条件変更同意書」を会社局長あてに提出している。

以上のことに鑑みると、会社側は、軽作業が望ましいとの医師の診断に基づいて、外務業務から内務業務に配置転換したものであり、請求人もこれに同意していることが認められる。当審査会としては、当該出来事後の状況について特に考慮すべき事項も認められないことから、決定書理由に説示するとおり、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 「非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた」（平均的な心理的負荷の強度Ⅱ）との主張は、外務業務から内務業務に変更させられたことにより時給が下げられたことをその理由としている。

この点、H課長は、平成〇年〇月〇日付け聴取記録書において、「外務はバイク等で外回りをするため交通事故の危険性があり、寒くても、暑くても、雨でも配達をしなくてはならず、内務より大変なので、時給を高く設定していると思う。」旨述べているところ、当審査会としても、外務業務と内務業務の時給に差を設けることは、職務内容の違いによると判断されるものであり、一定の妥当性があると考えられ、また、請求人は、上記（3）のAのとおり、これに同意していることも認められることから、決定書理由に説示するとおり、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 「非正規社員である自分の契約満了が迫った」（平均的な心理的負荷の強度Ⅰ）との主張は、平成〇年〇月〇日の契約満了以降は更新しないという雇い止め予告通知が行われたことを理由としている。

当該出来事については、決定書理由に説示するとおり、会社が請求人の勤務状況や体調等を考慮して行ったものであるところ、そもそも発病後の出来事であり、心理的負荷の評価の対象とはならない。

エ 「嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度Ⅲ）及び「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度Ⅱ）との主張は、F部長から繰り返し暴言を受けたこと、復帰するに当たって、軽作業からとの指示が医師から出ているのにゆうパックの仕分け作業をさせられたこと、何度も診断書を取って来いと言われたことなどを理由とするもので

ある。

この点、F部長による請求人に対する暴言等については、いずれの会社関係者も否定しており、主張を裏付ける資料はなく、また、請求人のゆうパックの仕分け作業に当たって重労働になるような作業を指示された事実も確認できないことから、当審査会としては、同出来事を心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

オ 「上司が替わった」（平均的な心理的負荷の強度Ⅰ）との主張は、上司がF部長に替わったことを理由とするものである。

当該出来事については、認定基準別表第1によれば、上司が替わったことにより、当該上司との関係に問題が生じた場合は、具体的な出来事の「上司とのトラブルがあった」により評価すると判断されるものであるが、F部長及びH課長は、F部長から「何で休むの」や「やる気があるの」などと言われたとの請求人の主張を否定している。この点、請求人は、無断欠勤を繰り返していた事実があり、同事実を勘案すると、仮にこれに近い発言があったとしても、上司としての業務指導の範囲内であると認めることが相当であり、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、心理的負荷の総合評価は「弱」程度と判断する。

カ 「退職を強要された」（平均的な心理的負荷の強度Ⅲ）との主張は、体調不良で出勤できないことが無断欠勤とされ、無断欠勤が続くと会社の規則上懲戒解雇になると言われたことを理由としている。

この点については、決定書理由に説示するとおり、F部長及びH課長が、無断欠勤が続くと規則上懲戒解雇になる旨の説明を行った事実は認められるところ、同事実の適否はともかく、いずれにしても発病後の出来事であり、発病に関係する心理的負荷の評価の対象とはならないものである。

キ 以上のとおり、業務による心理的負荷の総合評価はいずれも「弱」であって、その全体評価は「強」には至らないものであり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) なお、請求人の主張について審査資料を子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休

業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。